

重要事項説明書

株式会社 A・Y・Company

One step 訪問看護リハビリステーション 東村山

重要事項説明書

1. 事業所主体名

名称	株式会社 A・Y・Company
代表者名	山口 周
所在地・連絡先	埼玉県入間市下藤沢 3-26-15 プラージュール1号室 04-2901-1088 (代表)

2. 事業所概要

事業所名	One step 訪問看護リハビリステーション 東村山
事業所類型	指定訪問看護ステーション 指定予防介護訪問看護ステーション
所在地・連絡先	東京都東村山市野口町 3-8-2 042-306-2305
事業所番号	1362790246
管理者氏名	関口 えりか

3. 事業所の職員体制及び職務内容

	常勤	非常勤
管理者	1	
看護師	2	
准看護師		1
理学療法士	2	

令和6年11月1日現在

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及び看護、介護についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 訪問看護師

看護師は医師の看護指示書、訪問看護指示書に基づき居宅を訪問し、利用者に対し 居宅サービス（介護予防サービス）を提供する。

4. 通常の事業の実施地域

東村山市	全域
東大和市	全域
小平市	全域
清瀬市	全域

5. 営業日等

サービス提供日	月曜日～金曜日 ※ 祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は休業とします。 ※ 緊急訪問は行います。
営業時間	8：30～17：30 ※上記時間以外は緊急専用電話への連絡で対応します。

6. 運営の方針

- ・ご利用者の置かれている状況に応じ、可能な限り在宅において、自立した療養生活ができるよう、主治医の指示に基づいた身体機能の維持・回復を目的とする訪問看護と助言を行うものとしします。
- ・ご利用者の意思及び人格を尊重し、地域の保健・医療・福祉サービス提供事業所と綿密な連携を図り、在宅医療サービスを提供します。

7. サービスの内容

- ①病状・障害の観察
- ②医師の指示による機能訓練
- ③本人・家族への療養生活及び介護方法の指導助言
- ④認知症、精神・心理面の指導助言
- ⑤医師をはじめ、居宅介護支援事業所等、関係機関との連絡調整

※訪問時間を決めさせて頂いておりますが、交通事情や他利用者様の対応により15分から20分程前後する場合がございます。その際は、訪問時間に目途が付き次第ご連絡致しますのでご了承下さい。

8. 緊急時及び事故時の対応方法

サービス提供中に容態の変化あるいは事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、関係者への連絡及び必要に応じてご利用者様の希望ないしは近隣医療機関へ救急搬送の手配等を行います。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名	
	電話番号	

※当ステーションスタッフに過失がある案件に関しては、当ステーションが加入している全国訪問看護事業協会の損害賠償保険が適応出来るケースがあります。

9. 各事業所との連携と施行条件を満たす書面

(1) 各機関への報告

ご利用者様の訪問看護実施後の身体状況を、各担当ケアマネージャー様やかかりつけ医へ郵送にて1ヶ月に1度「訪問看護報告書」として送付いたします。

送付内容は「氏名・性別・生年月日・目標・問題点・日常生活の状況について」です。

個人情報保護については第12項をご参照下さい。

(2) カルテについて

サービス施行時にカルテを作成し、ご利用者様ご本人にその記録をお預かり頂きます。

10. 個人情報保護について

当事業所及び事業者の使用する者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者様及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に洩らしません。またサービス終了後も、この守秘義務は遵守いたします。また、当事業所はサービス提供を行うに当たっての事業者間の連絡以外、利用者様及びご家族様の情報は用いません。

11. 事業所連携について

ア 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

イ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることをご理解ください。

12. 苦情対応

1. 利用者は提供されたサービスに関して苦情がある場合には介護支援専門員、事業所、市町村区または国民保険団体連合会に対し申し出ることができます。
2. 乙は苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにし苦情の申し出、相談があった場合には迅速にかつ誠実に対応するものとします。

<事業所> One step 訪問看護リハビリステーション 東村山 担当者 管理者 関口 えりか
電話番号 042-306-2305 (平日9:00~17:30)

< 施設外苦情相談窓口 >

東京都国民健康保険団体連合会介護サービス 苦情相談窓口	電話 03-6238-0177 (直通) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
東村山市 障害支援課・介護保険課	電話 042-393-5111 (代表)
東大和市 障害福祉課・介護保険課	042-563-2111 (代表)
小平市 障がい者支援課	042-346-9540 (直通)
高齢者支援課	042-346-9539 (直通)
清瀬市 障害福祉課・介護保険課	042-492-5111 (代表)

3. 乙は甲が苦情申し出を行ったことを理由として不利益な取り扱いはいたしません

4. 乙は東村山市等からの調査、提案があった場合は尊重しかつ適切に対応します。

*ご利用者の都合によるキャンセル料

当日のキャンセルの場合は利用者負担の100%相当（但し、利用者負担割合が0%の場合はサービス費用の総額の30%に相当する額）のキャンセル料をお支払頂きます。

ただし、利用者様の容態の急変や緊急などの場合ややむを得ない事情がある場合は不要です。

前日までに連絡があった場合にはキャンセル料は徴収いたしません。

13. 費用のお支払

前月分の請求書を毎月10日頃（祝祭日の場合は翌日営業）にお配りしますので翌月27日の指定日までにご入金または訪問したスタッフへお支払下さい。後日、領収書をお渡し致します。

14. サービスの利用開始法

①お申込み

②当ステーション職員がご相談承ります。

③関連事業者との連携 居宅在宅支援専門員からサービス提供票の交付
主治医から訪問看護指示書の交付

④訪問日時決定

15. サービスの終了

①以下の場合には双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

(1) ご利用者様が介護保険施設に入所された場合

(2) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護区分が自立と認定された場合

(3) ご利用者様が亡くなられた場合

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

(1) 訪問時、人員不足やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合がございます。
その場合には1か月前までに文書でお知らせいたします。

③ご利用者様の都合によりサービスを終了する場合

(1) 訪問時、担当職員にご相談下さい。

(2) 担当のマネージャーまでご相談下さい。

④その他

(1) 当方が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご家族やご利用者様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合にはご利用者様は文章にて即座にサービスを終了することができます。

(2) ご利用者様がサービス利用料の支払いを2か月以上滞納し支払いを勧告にしたにもかかわらずお支払がない場合や、当従業員に対し契約しがたいほどの背信行為を行った場合には文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。